



一般質問発言通告書

令和元年 11月 26日
午後3時54分受付
(通告書1枚) No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和元年 11月 26日

つくば市議会議長 神谷 大蔵 様

つくば市議会議員

北口ひとみ



質問事項	要旨	答弁者
ソーラーシェアリングについて	<p>2013年3月に農水省が設置を認めたソーラーシェアリング(営農型太陽光発電)は、農地を守りながら農業収入を得ると同時に、発電した電気を電力会社に売電することで、安定した収入が得られるというメリットがあります。昨今の異常気候による農作物被害による農家へのダメージは著しく、安定的な売電による収入は、小規模農家にとっては大きな効果があると考えられ、持続可能な農業に一役買っていると考えております。</p> <p>昨年5月に農水省は、一定の条件を満たせば、架台部分の一時転用許可の期間を「最長3年」から「最長10年」に延長すると発表しました。20年間に6回必要だった再申請手続きが1回で済むということになり、優良農家にとっては大変大きな支援だと思っております。</p> <p>つくば市でも、2014年からソーラーシェアリングが始まっており、2015年の同僚議員の質問に対し「ソーラーシェアリングは営農が条件となっていることから、耕作放棄地解消対策の一つとして考えております。また、売電収入が営農収入に上乘せされることから、農家所得の向上に寄与するものであると考えて」いる旨の答弁がありました。</p> <p>この間、45haや30haなど次々大規模のソーラーシェアリングが農業委員会で許認可を受けており、水守地区については昨年、今年と3年目を経過し、再申請が行われ更新されました。水守のケースでは、収穫までに4～6年要するとされる作物が大半を占めているため、収量確認が取れず、さらに再三にわたる作物変更が行われており、営農が順調に行われているのか懸念するところです。</p> <p>そこで、以下を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) つくば市内におけるソーラーシェアリングの箇所、面積(最小と最大の面積)など現状について(2) 水守のソーラーシェアリングの経過と現状について(3) 第2次農業基本計画におけるソーラーシェアリングに関する意見や議論について	市長 副市長 担当部長

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。